

福岡教育大学附属福岡中学校

部活動運営規則

前文

福岡教育大学附属福岡中学校生徒会は、学年を越えた自主的な集団活動を通して、社会性やコミュニケーション能力を培い、生涯に渡って親しむことのできるスポーツや芸術活動を見出す好機とし、より高い水準の技能や記録を目指した活動を行うことによる充実した学校生活の実現や、豊かな感性を培い、体力の向上や健康の保持・増進を図るとともに、ルールやマナーを遵守する態度の向上を図るため、ここに福岡教育大学附属福岡中学校部活動運営規則を制定する。

第1章 入部及び退部に関する事項

- 第1条 入部する生徒は、本校の部活動生としての自覚をもち、本規則を遵守しなければならない。
- 第2条 入部を希望する生徒は、所定の入部届に必要な事項を記入し、保護者連署の上、顧問に提出しなければならない。
- 第3条 部員は原則として入部の日から3年次の引退日まで同一の部で活動しなければならない。
- 第4条 退部、転部及び中途入部については、活動期間や部の状況等を総合的に判断し、その可否を決定する。ただし、3年次の入部については、転入生以外認めない。
- 第5条 入部届は毎年提出しなければならない。提出がない場合、入部の意思がないと判断し、除名とする。
- 第6条 退部を希望する生徒は、所定の退部届に必要な事項を記入し、保護者連署の上、学級担任の了承を得てから顧問に直接提出しなければならない。
- 第7条 新入生は、部活動紹介後、2週間の仮入部期間に部活動体験を行うことができる。その際、入部届を提出した新入生については、2・3年生と同様の活動を行うことができる。
- 第8条 次の部活動を設置する。
- 1 運動部
 - ① 陸上競技
 - ② バスケットボール（男子）
 - ③ バスケットボール（女子）
 - ④ 軟式野球
 - ⑤ サッカー
 - ⑥ ソフトテニス（女子）
 - ⑦ 卓球（男子）
 - ⑧ 卓球（女子）
 - ⑨ 剣道
 - 2 文化部
 - ① 美術
 - ② 吹奏楽

第2章 活動時間に関する事項

- 第9条 早朝練習の活動時間は、7時45分から8時15分までとする。ただし、登校は7時20分以降に行うこと。
- 第10条 早朝練習は、顧問が職員会議で承認を得た部活動が実施することができる。
- 第11条 早朝練習の際は、8時20分までに部室や練習場所等の鍵を返却しなければならない。

- 第12条 早朝練習が原因で8時30分の始業時間に遅刻することが継続する場合、早朝練習を停止する。
- 第13条 放課後練習の活動時間を次の通り定める。ただし、気象状況によって変動する場合がある。
- | | | | |
|---|------------|--------------|--------------|
| 1 | A期(3月) | 17時45分(活動終了) | 18時5分(下校完了) |
| 2 | B期(4~9月) | 18時15分(活動終了) | 18時35分(下校完了) |
| 3 | C期(10・2月) | 17時30分(活動終了) | 17時50分(下校完了) |
| 4 | D期(11月~1月) | 17時15分(活動終了) | 17時35分(下校完了) |
- 第14条 原則として毎週木曜日を部活動中止日とする。
- 第15条 原則として、週休日を含む2日間の休養日を設けなければならない。休養日には部活動中止日を以てそれに充当することができる。
- 第16条 定期考査1週間前から定期考査最終日の前日まで部活動中止とする。
- 第17条 部活動中止期間やその直近日に公式大会もしくはそれに準ずる大会等が実施される場合、活動終了を17時(5時間授業の場合は16時)、下校完了を17時15分(同16時15分)として活動することができる。
- 第18条 放課後練習の際は、第13条に定める各期間の活動終了時間までに活動を終了し、速やかに下校しなければならない。この場合の活動には、後片付け、施錠等を含む。
- 第19条 活動終了後は、顧問もしくは代理の職員による終礼を受けてから解散しなければならない。終礼の場所は各活動場所、前庭、職員室前等、各部活動の実態に即して決定することができる。
- 第20条 週休日や祝日、学校休業日の練習及び練習試合については、顧問の監督の下実施することができる。ただし、活動後は、使用した場所を清掃すること。特に、対外試合等で他校等を使用した際は、来た時よりも美しい状態を心がけること。

第3章 活動に関する事項

- 第21条 部運営委員会に関する規定は生徒会会則に準じる。
- 第22条 部室及び更衣場所に関する規定を次の通り定める。
- 1 部室の使用は原則として活動時間のみとし、それ以外の時間帯は部室へ立ち入ることはできない。また、使用後は施錠し、確実に鍵を返却しなければならない。
 - 2 部室には、部に所属する部員以外は入室できない。また、部室は清潔に保ち、体操服、ジャージ、教科書などの学習用具を放置してはならない。
 - 3 昼食場所については、顧問の指示によること。また、その際に出たごみについては、各自で持ち帰って処分しなければならない。
 - 4 部室を損壊したり、鍵を紛失したりした場合、速やかに顧問と部活動担当職員に報告しなければならない。
 - 5 更衣は、部室または特別に認められた場所でのみ行わなければならない。
- 第23条 服装及び所持品等に関する規定を次の通り定める。
- 1 週休日や祝日、学校休業日の登下校の際は、制服を着用しなければならない。
 - 2 練習試合等で校外に移動する際は、制服もしくは部活動で統一された移動着等を着用しなければならない。
 - 3 必ず貴重品を所定の袋に入れてから、活動を行わなければならない。
 - 4 服装、食事、飲み物、所持品等に関しては、生徒心得に定める規定に準じる。ただし、ユニフォーム、バッグ等、活動に必要な物品や服装に関して、学校が認めたものについてはこの限りではない。
 - 5 昼食が必要となる活動の際は、事前に各自で準備しなければならない。その際、当日の校外での購入等はできない。
 - 6 校外の会場への往復の際も、飲食店等への立ち寄りや買い食い等の行為をしてはならない。
- 第24条 授業日に体調不良等の理由により保健室で休養した場合は、健康・安全上放課後の活動に参加することはできない。

- 第25条 活動終了後は、活動場所の後片付け、清掃、戸締まりを確実に行わなければならない。また、活動場所から最後に退出する部員は、責任をもって消灯、施錠を行わなければならない。
- 第26条 校外の会場に試合や応援等に行く場合、本校の代表としての自覚をもって責任ある行動をとらなければならない。また、所属していない部の大会等の応援に行く際は、学校生活に準ずる服装や所持品等を遵守しなければならない。
- 第27条 部員が生徒心得及び本規則に反する行為を行ったり、顧問の指導や指示に従わず部活動生として信用を失う行為を行ったりした場合、当該部員または部の活動を停止する。その際の期間や内容については、顧問者会議で決定する。また、当該部員または部の改善の傾向や見込みが認められない場合は退部もしくは廃部とする。
- 第28条 部活動予算の決定については、生徒会会則第32条の規定に準じる。
- 第29条 年間の部活動予算だけでは購入できないものの購入を希望する場合は、顧問が購入計画書を作成し、予算を請求することができる。ただし、購入計画は原則として変更することはできない。

第3章 廃部に関する事項

- 第30条 廃部の対象となる部活動について、次の通り定める。
- 1 第27条に該当する場合。
 - 2 個人種目で、部員数が3名以下の場合。
 - 3 団体種目で、大会規定等に定められる最低出場人数を下回った場合。ただし、合同チームとして参加可能な場合はこの限りではない。
 - 4 文化部で、大会規定等に定められる最低出場人数を下回った場合。
- 第31条 第31条の規定に該当し、学校長に承認された部活動に関しては、次年度の新入部員の勧誘を行うことができない。

(付則)

令和3年10月1日 一部改正